

いじめ防止基本方針

1 本校の基本姿勢

- いじめは重大な人権侵害であり決して許されない。
- いじめはどの学級にも起こり得るとの認識に立ち、いじめが発生した場合には、いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い組織で対応する。
- いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処については、校長の下、全教職員の力を結集してこれにあたる。

2 方針の基本的な考え方

- (1) 管理職をはじめとする全教職員がいじめに対する「危機意識」「当事者意識」を常にもち、児童を守ることができるのは、第一義に学校であるとの強い決意と高い指導力で日々の指導にあたれるようにする。
- (2) いじめの未然防止・早期発見に向け、幼・保・中との連携や相談体制、保護者や地域への啓発などの取組内容を見直し、児童の特性を踏まえた実効性のある取組とする。
- (3) いじめ問題の早期解決に向け、教育委員会をはじめとする関係機関との連携を深める。

3 学校の取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

① いじめ防止基本方針の策定

「いじめ防止対策推進法」に基づき、練馬区立泉新小学校の「いじめ防止基本方針」を策定し、具体的な取組や年間計画を明らかにし、これを実行・検証する。

② 組織の設置

いじめ防止等の対策のための組織は、管理職と生活指導主任及び教務主任、学年主任、学校いじめ対策推進教員等で構成する学校いじめ対策委員会を充てる。また、必要に応じてスクールカウンセラーや心のふれあい相談員の協力を要請する。重大事態への対応等、必要に応じて、外部機関の専門家の助言や支援を求める。

(2) いじめの防止

① 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

- 社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むよう、道徳教育推進教員を中核として、道徳の時間を中心に学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進する。また、自他の大切さを認め、互いの人格を尊重し合えるような態度を育成し、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養えるよう学校の教育活動全体を通じて豊かな心の育成を充実させる。

- 5年生において、情報モラル教室を開催し、インターネットや携帯電話等の適切な使い方、トラブルや犯罪に遭わないための対策、携帯電話等の悪用による誹謗・中傷は絶対に許されない行為であること等が学べるよう外部人材の協力を得ながら適切に指導する。

- 兄弟学年交流や練馬ひかり幼稚園と1年生との学校間交流活動等、本校の特色ある教育活動を通して、コミュニケーション能力の育成や、他人を思いやる優しい心の育成を図る。また、そういった活動を通して、充実感や達成感を体感させ、自尊感情や自己肯定感、自己有用感につなげていく。

② 児童の主体的な活動の促進

- 代表委員会が中心となって、あいさつ運動や募金活動等を行い、児童自らが望ましい人間関係を構築するための具体的な行動を実践する。また、児童が自発的にいじめについて考え、改善に向けた主体的な活動を進められるような活動の場を積極的に設定するようにする。

- 6月、11月、2月のふれあい月間において、いじめ防止標語、いじめ防止ポスター、いじめ防止の呼びかけ等、いじめ防止の啓発キャンペーンを行う。

③ 教職員の指導力の向上

- 毎週金曜日に生活指導職員夕会を行い、生活指導上の情報の共有化を図る。また、いじめ問題に対する正しい理解を深めるために、人権教育プログラム等を活用したミニ研修を実施する。更に、スクールカウンセラーを活用し、校内研修会を行い、児童理解やカウンセリングの手法の向上を図る。

- 教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化につながる可能性があることを踏まえ、服務研修等を通して人権感覚を磨く。また、子供の人権を侵害する行為については、そのような行為を許さない、見逃さない風土をつくり、教職員相互が声をかけ合い、未然防止を図る環境を整える。

(3) いじめの早期発見・早期対応

① 定期的ないじめの実態把握

- 6月、11月、2月のふれあい月間を中心に、必要に応じて学級・学年や全校で、いじめに関するアンケート調査を実施する。

- 実態調査の他、日常の児童の様子に細やかに目を配り、変化を見逃さないようにするとともに、日記や個人ノートなどから、交友関係の悩みを把握する。また、保健室や相談室での様子を聞くことで、多面的に情報を集め、いじめの早期発見に努める。

- 生活指導部会や特別支援委員会を活用し、学年間の情報交換を密に行い、児童の変化を早期に共有できる体制を作る。

② 教育相談の充実

- 心のふれあい相談室の開室日を児童や保護者に毎月知らせ、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員に気軽に相談できる体制を整備する。

- 児童と教職員との相談を重視するため、教職員は、児童が安心して相談できるような関係作りに努める。また、日頃から児童の変化に目を向け、積極的に声をかけるよう努める。
- 1学期中に、5年生全児童とスクールカウンセラー、3年生全児童と心のふれあい相談員とでそれぞれ面談を行い、相談をしやすい環境作りに努める。
- ③ 保護者・地域との連携強化および啓発の促進
 - 保護者会、学校（園）だよりや学年だより、ホームページ等を通じて積極的に情報発信・情報共有に努める。

（４） いじめへの対処

- ① いじめられる側の児童への支援
 - いじめられる側の児童生徒に寄り添い、事実関係を丁寧に聴き取る。また、可能な限り、周囲の複数の児童からも情報を集め、客観的な事実の収集に努める。
 - 迅速に保護者に事実関係を報告し、いじめられる側の安全の確保と不安の除去に努める。更に、今後の対応について説明をする。
 - スクールカウンセラーと連携し、心のケアを図るとともに、自信回復への積極的支援を行う。
- ② いじめる側の児童生徒への実効性のある指導
 - いじめる側の児童に対する指導については、教育的配慮の下、全教職員が毅然とした態度で一丸となって臨み、状況が改善するまで見届ける。
 - いじめる側の児童に対しては、該当保護者に状況を伝え、人格の成長を主とし、再発防止につなげるための教育活動を通して、保護者とともにいじめの改善を図るよう努める。状況に応じて、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員との連携の下、心のケアとともに必要な支援を実施する。
- ③ いじめの周囲の児童生徒の心理を把握した指導
 - いじめの周囲の児童生徒には、見て見ぬ振りをする行為やいじめの助長につながる行為は、いじていることと同じことを理解させるとともに、誰かにいじめを知らせる勇気をもつよう伝えていく。いじめを知らせた児童には、必ず守り通すことを伝えるとともに、組織等で情報共有したうえで見守りや声かけ、いじめの解決に向けた取組を行う。
- ④ 学校組織全体でのいじめへの対処
 - いじめの対応について、教職員全体で共通理解を図ることで、特定の教職員が一人で抱え込むのではなく、組織等で情報を共有し、機動的かつ組織的に対応する。
 - いじめの解決とは、謝罪のみで終わるものではなく、いじめられる側の児童といじめる側の児童、他の児童との関係の修復を得て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきものと捉える。また、事後の状況についても可能な限り、動

向の把握に努める。

- いじめを把握した場合、学校いじめ対策委員会で協議し、情報の収集や情報の共有、いじめられた児童や保護者への支援やいじめた児童、保護者への指導・助言、関係する児童生徒への心のケアを分担して行う。

⑤ 重大事態への対処

- 重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会へ報告するとともに、法第28条および国の基本方針に基づいた重大事態への対処を行う。
- いじめられた側の児童に寄り添うとともに、教育委員会とも連携を図りながら全ての児童が落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める。
- 必要に応じて、保護者・地域、関係機関に迅速かつ適切に情報提供を行い、協力を依頼する。

⑦ 関係機関との一層の連携

- 小中一貫教育・幼保小連携の視点も踏まえ、適切な時期に異校種間でいじめに関わる情報連携を行う。また、学校外の生活の場として利用する学童クラブ、児童館とも適切に情報を共有し、早期発見、早期対応に努める。

(5) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検

いじめ防止基本方針が実情に即しているか、設置した組織が適切に機能しているか、教職員のいじめ防止の意識や取組は十分なものか、児童や保護者、地域の信頼を得ているか等について、学校いじめ対策委員会、学校評価等を通して点検し、必要に応じて見直す。

4 付則

付則（平成26年5月14日付け 練泉新小発19号）

付則（平成27年6月24日付け 練泉新小発37号）

この「いじめ防止基本方針」は令和7年4月1日から施行する。